

電気需給約款

(特別高圧・高圧)

<九州電力管内>

令和7年4月1日

みやまスマートエネルギー株式会社

目次

第1章 総則	3
第1.1条 適用	3
第1.2条 電気需給約款の変更	3
第1.3条 定義	3
第1.4条 単位および端数処理	4
第1.5条 その他	4
第2章 電気需給契約	5
第2.1条 電気需給契約の申込み	5
第2.2条 需給契約の成立および契約期間	5
第2.3条 需要場所	5
第2.4条 供給の開始	5
第2.5条 供給の単位	6
第2.6条 需給契約書の作成	6
第3章 契約種別	6
第3.1条 常時電力	6
第3.2条 予備電力	7
第3.3条 自家発供給電力	8
第4章 料金の算定および支払	10
第4.1条 料金	10
第4.2条 料金の適用開始時期	11
第4.3条 料金の算定期間	11
第4.4条 使用電力量等の計量	11
第4.5条 料金の算定	11
第4.6条 料金の支払義務、支払方法、支払期日	12
第4.7条 請求内容の異議申し立て	12
第4.8条 料金支払い遅延の措置	13
第4.9条 料金支払い額の誤りの措置	13
第5章 使用および供給	13
第5.1条 適正契約の保持	13
第5.2条 契約超過金	13
第5.3条 力率の保持	14
第5.4条 需要場所への立入りによる業務の実施	14
第5.5条 電気の使用にともなうお客さまの協力	14
第5.6条 供給の停止	14

第 5.7 条	供給停止の解除	15
第 5.8 条	供給停止期間中の料金.....	15
第 5.9 条	違約金.....	15
第 5.10 条	供給の中止または使用の制限もしくは中止	15
第 5.11 条	損害賠償の免責.....	15
第 5.12 条	設備の賠償.....	16
第 6 章	契約の変更および終了.....	16
第 6.1 条	需給契約の変更	16
第 6.2 条	名義の変更	16
第 6.3 条	需給契約の廃止	16
第 6.4 条	需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金の精算	17
第 6.5 条	需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう工事費の精算.....	17
第 6.6 条	解約等.....	17
第 6.7 条	需給契約消滅後の債権債務関係.....	18
第 6.8 条	消費税および地方消費税の税率変更の際の措置.....	18
第 7 章	工事および工事費の負担	18
第 7.1 条	供給設備の工事費負担金	18
第 7.2 条	計量器等の取付け.....	19
第 8 章	保安.....	19
第 8.1 条	保安の責任	19
第 8.2 条	保安等に対するお客さまの協力.....	19
第 9 章	その他.....	20
第 9.1 条	プライバシーポリシー.....	20
第 9.2 条	管轄裁判所	20
第 9.3 条	反社会的勢力との取引排除.....	20
第 9.4 条	契約の解除	20
附則	21
別表	22

第1章 総則

第1.1条 適用

この電気需給約款（以下、「本約款」といいます。）は、（小売電気事業者登録番号 A0155）みやまスマートエネルギー株式会社（以下「当社」という。）が、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の定める託送供給等約款（以下、「託送供給等約款」といいます。）に則り維持および運用する供給設備を介して特別高圧および高圧で電気の供給を受けるものに対して当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

第1.2条 電気需給約款の変更

当該一般送配電事業者等の定める託送供給等約款が変更された場合、法令・条例・規則・消費税等の変更により本約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。

なお、当社は、本約款を変更する際には、お客さまに当社ホームページまたはその他の方法にてあらかじめお知らせするものとし、変更後の約款は当社のホームページにて掲載することで差し替えといたします。

第1.3条 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 当該一般送配電事業者等

お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者をいいます。

(2) 高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(3) 特別高圧

標準電圧 20,000 ボルト以上をいいます。

(4) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(5) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(6) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(7) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(8) 最大需要電力

需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(9) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(10) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます、

(11) ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、日曜日、祝日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間を除きます。

※祝日とは、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日をいいます

(12) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間、日曜日、祝日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間を除きます。

(13) 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(14) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(16) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(17) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価値の値にもとづき、平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

第1.4条 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

第1.5条 その他

本約款に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めま

第2章 電気需給契約

第2.1条 電気需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして申込みをしていただきます。
契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、年間使用予定量、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法。
- (2) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、あらかじめ当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) お客さまが電気設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、当該一般送配電事業者等の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

第2.2条 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、当社が提示した契約条件を承諾した上でお客さまから電力供給の申込みがなされ、かつその申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、電気需給契約書および覚書の契約期間によります。
 - ロ 契約期間満了日の15日前に先だってお客さま、または当社から別段の意思表示がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

第2.3条 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

第2.4条 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その

理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

第2.5条 供給の単位

当社は、予備電力をあわせて契約する場合や特別の事情がある場合を除き 1 需要場所につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

第2.6条 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

第3章 契約種別

第3.1条 常時電力

(1) 高圧供給で契約電力が 500 キロワット以上の場合、および特別高圧供給の場合の契約電力

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、新たに電気の供給を受ける場合等で、需給開始日からの1年を通じての最大の負荷で契約することが適当でないと認められるときは、需給開始日から1年間に限り、段階的に契約電力を増加できるものといたします。

(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(2) 高圧供給で契約電力が 500 キロワット未満の場合の契約電力

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。なお、当社からの電気の供給に先だって、お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合も、契約電力の決定上、この供給条件によって受けた電気の供給とみなします。

b 受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の次の月以降12月の期間の各月の契約電力は、お客さまの負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、契約電力を変更した月以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と契約電力を変更した月か

ら前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

- (ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から 自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

なお、(1)によって契約電力を決定するお客さまについては、以下、「協議制のお客さま」、(2)によって契約電力を決定するお客さまについては、以下、「実量制のお客さま」といいます。

- (3) 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力を(1)によってすみやかに定めることとそれまでの間の契約電力は、(2)によって定めます。

(4) 料金

常時電力の1月の料金は、基本料金、電力量料金、別表7(燃料費等調整額)および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお、契約電力、基本料金単価、電力量料金単価は需給契約書に定めるものとします。

(イ) 基本料金

基本料金はその1月につき、契約電力、基本料金単価および力率 [%] から、以下の算式により算定される金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用された場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1 + (0.85 - \text{力率} / 100))$$

(ロ) 電力量料金

電力量料金はその1月につき、使用電力量、電力量料金単価、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金から、以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} \\ + \text{燃料費等調整額} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$

第3.2条 予備電力

(1) 適用範囲

常時電力のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路による電気の供給を希望される次の場合で、当該一般送配電事業者等が認めた場合に適用いたします。

(イ) 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

(ロ) 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

予備電力の契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合またはお客さまに特別の事情があつて、

お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望される場合の契約電力は、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表7（燃料費等調整額）によって算定された燃料費等調整額の合計といたします。なお、契約電力、基本料金単価は需給契約書に定めるものとします。

(イ) 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、別に定める需給契約書のとおりといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ロ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) その他

(イ) お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、常時電力に準ずるものといたします。

第3.3条 自家発補給電力

(1) 適用範囲

常時電力のお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合に適用いたします。なお、お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、業務自家発補給電力を契約していただきます。また、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

(2) 契約電力

(イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。なお、契約電力は需給契約書に定めるものとします。

(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

a 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値。なお、この場合の予備発電

設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

- b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量。（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表7（燃料費等調整費）によって算定された燃料費等調整費の合計といたします。ただし、基本料金は、(ロ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。なお、契約電力、基本料金単価は需給契約書に定めるものとします。

(イ) 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、別に定める需給契約書のとおりといたします。

(ロ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、常時電力に準ずるものといたします。

(4) 自家発補給電力の使用

(イ) お客さまが自家発補給電力を使用される場合は、使用開始時刻と使用休止時刻をあらかじめ当社に通知するものとします。ただし、事故その他やむを得ない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 常時電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客さまの最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合は、(イ)にかかわらず自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

(5) 自家発補給電力の最大需要電力

常時電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は次の(イ)、(ロ)による場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。また、常時電力の最大需要電力は、その1月の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値といたします。

(イ) 協議制のお客さまについて、自家発補給電力を使用した際の総需要の最大需要電力が常時電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合、自家発補給電力の最大需要電力は以下の(a)～(c)によるものとします。

(a) 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合

最大需要電力 = 需要電力 - 常時電力の契約電力

(b) 超過の原因が常時電力の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力 = 自家発補給電力の契約電力

(c) 超過の原因が明らかでない場合

自家発補給電力の最大需要電力

$$= \text{総需要の最大需要電力} \times \text{自家発補給電力の契約電力} \\ \div (\text{常時電力の契約電力} + \text{自家発補給電力の契約電力})$$

(ロ) 実量制のお客さまについて、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかなきは、自家発補給電力の需要電力の最大値をその1月の自家発補給電力の最大需要電力とみなします。

(6) 自家発補給電力の使用電力量

常時電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は次の(イ)または(ロ)により算定するものとします。

$$(イ) \text{ 自家発補給電力の使用電力量} = \text{自家発補給電力の使用時間中の使用電力量} \\ - (\text{基準電力} \times \text{自家発補給電力の使用時間})$$

自家発補給電力を適用する使用電力量は、自家発補給電力使用期間中の各計量時間(30分)ごとに、基準電力に計量時間を乗じて得た値を使用電力量から差し引いた値を合計したものとします。なお、基準電力は、原則としてあらかじめお客さまと当社との協議で定めた以下(a)～(c)によるものとします。ただし、当該基準電力の算定が不相当と認められる場合は、別途両者による協議で定めるものとします。

(a) 自家発補給電力使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

(b) 自家発補給電力使用の前3ヶ月間における常時供給分の平均電力

(c) 自家発補給電力使用の前3日間における常時供給分の平均電力

(ロ) 上記(イ)において算定された自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値をこえないものとします。なお、超過分は常時供給分により使用されたものとして扱います。

(7) その他

(イ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ロ) 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象といたしません。

第4章 料金の算定および支払

第4.1条 料金

料金は、第3.1条(常時電力)(4)、第3.2条(予備電力)(2)、第3.3条(自家発補給電力)(2)、第5.2条(契約超過金)(1)にて算定した料金の合計金額とします。

第 4.2 条 料金の適用開始時期

料金は、需給開始の日（あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、需給契約書に記載された需給開始日といたします。）から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについて、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらかじめ需給開始日をお客さまと当社との協議によって定めます。

第 4.3 条 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月 1 日から当該月末までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

第 4.4 条 使用電力量等の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、(2) および(4)の場合を除き、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 検針日の翌日以降に当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定める記録型等計量器による計量値が確認できた場合の使用電力量または最大需要電力は、その値とし、確認できなかった場合の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 当社は、検針の結果を当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

第 4.5 条 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - (イ) 電気の供給を開始し、再開、休止、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - (ロ) 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、電気需給契約書に定めた料金を適用して算定いたします。なお、算定の結果は、料金の算定期間ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 上記(1) (イ)、(ロ) の場合の基本料金は、次のとおり日割計算をいたします。

$$\text{基本料金} = 1 \text{ 月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日の日数})$$

- (1) (イ) の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には、開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

- (1) (ロ) の場合により日割り計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (4) 電力量料金は、(1) (イ) の場合は料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。(1) (ロ) の場合は料金の変更のあった日の計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。
- (5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(1) (イ) の場合は料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。(1) (ロ) の場合は料金の変更のあった日の計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。

第 4.6 条 料金の支払義務、支払方法、支払期日

- (1) お客さまの電気料金の支払義務が発生する日は、原則として電気を使用した月の翌月 1 日に発生いたします。ただし、第 4.4 条(使用電力量等の計量) (4) の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。なお、需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2) 電気料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、次のいずれかの方法により支払っていただきます。
- (イ) お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は、当社が負担いたします。
- (ロ) お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。
- なお、原則(イ)によって電気料金を支払っていただきますが、お客さまの事情等により一時的に(イ)による支払いが出来ない場合は、(ロ)によって電気料金をお支払いいただきます。
- (3) お客さまの電気料金の支払期日は、(2) (イ) の場合は、事前に設定した振替日（以下、「支払期日」といいます。）に当社へお支払いいただきます。(2) (ロ) の場合は、当社から送付された請求書に基づき、原則として請求該当月の翌月末日（以下、「支払期日」といいます。）までに、当社に支払っていただきます。ただし、翌月の末日が金融機関等の休業日の場合は、支払期日を前営業日といたします。
- 当社に対する支払いは、(2) (イ) の場合は、電気料金がお客さまの指定する口座が引き落とされたとき、(2) (ロ) の場合は、当社の指定した金融機関等に払い込まれたときに履行したものといたします。
- ただし(2) (イ) において、お客さまの都合によりお客さまの口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、原則として支払期日から 15 日以内に当社の指定した金融機関を通じて払い込みにより電気料金をお支払いいただきます（支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。）。なお、この場合の支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。

第 4.7 条 請求内容の異議申し立て

当社がお客さまに提示する請求の内容に関しての異議がある場合には、当社に対して異議申し立てをすることができます。当該異議申し立てを受けた当社は、10 日以内に回答を行い、または、両当事者による協議を求めるものとし、両当事者は解決に向けて努力を行うものといたします。

なお、異議申し立てによる協議が行われる場合は、第 4.6 条(料金の支払義務、支払方法、支払期日) (3)に定める支払期日に代わる期日を両当事者で決定いたします。第 4.6 条(料金の支払義務、支払方法、支払期日) (3)に定める支払期日までの支払いが可能ならば、当該支払期日と同一日とすることができます。

第 4.8 条 料金支払い遅延の措置

お客さまが支払い期日を経過してなお支払われない場合には、当社は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、未支払金額に対して、年利 10 パーセントの遅延利息をお客さまに申し受けます。

ただし、第 4.7 条（請求内容の異議申し立て）に定める異議申し立てが生じた場合は、第 4.6 条（料金の支払義務、支払方法、支払期日）（3）に定める支払期日に代わって、取り決めた期日の翌日を延滞利息の起算日といたします。

第 4.9 条 料金支払い額の誤りの措置

当社は、料金支払い額の誤りがあることが判明した場合は、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、原則として当社はお知らせした翌日の請求において、これを精算させていただきます。

第 5 章 使用および供給

第 5.1 条 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

第 5.2 条 契約超過金

- (1) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用した場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増したものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用した月の料金の支払い期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。
- (3) 契約電力の超過に伴い、当社と所轄の電力会社との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、当社はお客さまとの契約に定める料金を変更させていただきます。

第5.3条 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進相用コンデンサの開放により、進み力率とならないようにしていただきます。また、お客様の負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。
- (2) 技術上必要がある場合には、託送約款等に定めるところにより、お客様に進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただきます。なお、この場合の1月の力率は、必要に応じてお客様と当社との協議によって定めます。

第5.4条 需要場所への立入りによる業務の実施

当社が需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認められる場合、および当該一般送配電事業者等から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、お客様の承諾をえて需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

第5.5条 電気の使用にともなうお客様の協力

- (1) お客様の電気の使用が、次の原因で他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客様の負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客様の負担で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - (イ) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (ロ) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - (ハ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - (ニ) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - (ホ) その他(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)に準ずる場合
- (2) お客様が発電設備等を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

第5.6条 供給の停止

- (1) お客様が託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
- (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客様の電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力していただきます。また、供給停止のための適当な処置を行なう場合には、当該一般送配電事業者等は、その旨を文書等によりお客様にお知らせすることがあります。

第 5.7 条 供給停止の解除

第 5.6 条（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にもとない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

第 5.8 条 供給停止期間中の料金

第 5.6 条（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の基本料金を第 4.5 条（料金の算定）（3）により日割計算をして、料金を算定いたします。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日数を含み、電気の供給を再開した日を含めないものといたします。

第 5.9 条 違約金

- (1) お客さまが第 5.6 条（供給の停止）（2）（ロ）に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) 上記（1）の免れた金額は、この需給約款に定められたに供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

第 5.10 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。なお、当社は、この場合の料金の減額は行ないません。

第 5.11 条 損害賠償の免責

- (1) 当社は第 2.4 条（供給の開始）（2）にしたがって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。
- (2) 第 5.10 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（1）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害については賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。
- (3) お客さまが第 2.1（電気需給契約の申込み）（5）による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。
- (4) 第 5.6 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または第 6.6 条（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、その他の事故によってお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

第 5.12 条 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - (イ) 修理可能の場合、修理費。
 - (ロ) 亡失または修理不可能の場合、帳簿価額と取替工費との合計額。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

第 6 章 契約の変更および終了

第 6.1 条 需給契約の変更

- (1) 需給契約の内容は原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが需給契約の変更を希望する場合は、当社と協議のうえ、新しい契約内容に変更できるものとします。
- (2) 当社は、(1)にかかわらず、当社ホームページによる告知またはその他の方法によりお客さまに通知したうえで、本約款を変更することがあります。この変更には異議のあるお客さまは、通知を受領してから 30 日以内に当社に通知していただくことで、第 6.3 条（需給契約の廃止）によって契約を解除することができます。お客さまが上記期限までに需給約款の変更には異議を述べない場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款（高圧）に変更されるものとみなします。
- (3) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき本約款を変更いたします。この場合の本約款の変更に関する手続は(2)に準じます。

第 6.2 条 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

第 6.3 条 需給契約の廃止

- (1) 需給契約の廃止は、需給契約締結日以降、料金適用開始日から 1 年未満の期間内は原則としてできません。料金適用開始日から 1 年以降の廃止については、次のとおりといたします。
 - (イ) お客さまが契約期間満了日をもって当社との契約の廃止を希望される場合は、満了の 15 日前までに通知していただきます。

- (ロ) お客さまが契約期間満了日前に、他の小売電気事業者への切替により当社との契約の廃止を希望される場合（中途解約）は、廃止希望日の3ヶ月前までに通知していただきます。
- (ハ) 当社が契約期間満了日前にお客さまとの契約を廃止させて頂く場合（中途解約）は、廃止希望日の3ヶ月前までに通知させていただきます。
- なお、当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、所轄の電力会社の設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行います。この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。
- (2) 上記(1)(イ)および(ロ)に定められた期日以降になされた場合については、違約金として、解約月の基本料金単価×契約電力の1.5倍に相当する金額をお客さまより申し受けます。
- (3) 上記(1)(ロ)の需給契約の廃止により、当社が当該一般送配電事業者等の定める託送供給約款に則り1年未満等の清算金が発生した場合につき、当社はその清算金をお客様へ申し受けます。
- (4) 需給契約は、第6.6条（解約等）、第9.2条（契約の解除）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
- (イ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、別途、廃止期日を協議により定めるものといたします。
- (ロ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- (5) 第6.6条（解約等）または第9.2条（契約の解除）によって、当社が需給契約を解約または解除した場合は、解約日または解除日に需給契約は消滅するものといたします。

第6.4条 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金の精算

お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約を廃止する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき所轄の電力会社から料金の精算を求められる場合には、当社はその清算金をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合は、この限りではありません。

第6.5条 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算

お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約を廃止する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき所轄の電力会社から工事費の精算を求められる場合には、当社はその清算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合は、この限りではありません。

第6.6条 解約等

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
- (イ) 第5.6（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消され

ない場合

- (ロ) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- (ハ) お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- (ニ) この標準供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この標準供給条件から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (ホ) 産業用電力もしくは産業用自家発補給電力の場合または臨時電力もしくは予備電力で産業用電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めないとき。
- (ヘ) お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で、当社がその改善を求めても、第 5.1（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけないとき。

- (2) お客さまがその他この標準供給条件に反した場合には、当社は、供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。（1）および（2）の場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (3) お客さまが、第 6.3（需給契約の廃止）（1）（イ）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

第 6.7 条 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他債権債務は、需給契約の消滅によって消滅いたしません。

第 6.8 条 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合、需給契約の有効期間内であっても、改正法令施工日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税相当額を含む金額に改めるものとします。

第 7 章 工事および工事費の負担

第 7.1 条 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

第7.2条 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1)当社が、当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2)お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3)当社が、当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものいたします。
- (4)託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (5)お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

第8章 保安

第8.1条 保安の責任

当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。

第8.2条 保安等に対するお客さまの協力

- (1)託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。(イ)お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合(ロ)お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2)お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (3)当該一般送配電事業者等は、必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行いません。

第9章 その他

第9.1条 プライバシーポリシー

当社は、別途個人情報の取り扱いに関する方針を定め、その定めるところにより、個人情報を取り扱います。

第9.2条 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、福岡地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

第9.3条 反社会的勢力との取引排除

当社およびお客さまは、以下の各号について表明し、保証するものとします。

- (1) 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに順ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等（以下「自己の役員等」といいます。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有しておらず、また、今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また、今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資本金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また、今後もそのようなことはないこと。
- (5) 当社およびお客さまは、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係先等」といいます。）に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

第9.4条 契約の解除

当社は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、第6.3条（需給契約の廃止）によらず需給契約を解除することができます。

- (1) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）であると判明した場合。
- (2) お客さまが、第9.4条（反社会的勢力との取引排除）の表明保証に反していることが判明した場合。
- (3) お客さまが、当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力団を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合。
- (4) お客さまが、当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。

附則

1. この需給約款の実施日

この需給約款は、令和7年3月1日から実施いたします。

2. 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合は、使用電力量または最大需要電力量は、計量された使用電力量または最大需要電力量を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の適用

別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）その他の関係法令等に定めるところに従い適用いたします。

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

上記(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置その他の関係法令に定めるところにしたがい、原則として、平成 24 年 7 月 1 日以降に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

また、予備電力および自家発補給電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時電力分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単立は、1 円として、その端数は、切り捨てます。

ロ 再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業者に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関連法令に定めるところにしたがい、上記イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金とした金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

また、お客様の事務所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

2. 燃料費調整の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロワット当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0028$$

$$\beta = 0.1819$$

$$\gamma = 1.0863$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油単価、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の式によって算定された値といたします。燃料費調整単価に上限はありません。

なお、燃料費調整単価の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (4) \text{の基準単価} / 1,000$$

上記の基準燃料価格は、1キロリットルにつき、次のとおりといたします。

基準燃料価格（1キロリットルにつき）	46,100円
--------------------	---------

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間

毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年1月31日までの期間	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型等計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が、1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

基準単価（1キロワット時につき）	高圧	0.098円 [税込]
	特別高圧	0.096円 [税込]

(5) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

3. 離島ユニバーサルサービス調整の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロワット当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油単価、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の式によって算定された値といたします。離島ユニバーサル調整単価には以下による上限があります。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

(離島平均燃料価格－離島基準燃料価格) × (2) の離島基準単価 / 1,000

ただし、1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合について、離島平均燃料価格は119,000円を上限といたします。

上記の離島基準燃料価格は、1キロリットルにつき、次のとおりといたします。

離島基準燃料価格（1キロリットルにつき）	79,300円
----------------------	---------

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサル調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年1月31日までの期間	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型等計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が、1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

離島基準単価（1キロワット時につき）	0.003 円 [税込]
--------------------	--------------

(5) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

4. 市場価格調整の算定

(1) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格 [税抜] は、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格 [税抜] にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等にもとづき、当社が決定した値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格 [税抜]} = \text{夜間価格} \times \delta 1 + \text{昼間価格} \times \delta 2 + \text{晩価格} \times \delta 3$$

夜間価格 [税抜] = 各平均市場価格算定期間における毎日午後10時から午前8時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

昼間価格 [税抜] = 各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

晩価格 [税抜] = 各平均市場価格算定期間における毎日午後4時から午後10時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

なお、夜間価格、昼間価格および晩価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

電力量構成比	δ 1 (夜間) 22~8 時	0. 2 3
	δ 2 (昼間) 8~16 時	0. 4 6
	δ 3 (晩) 16~22 時	0. 2 3

(2) 市場価格調整単価

市場価格調整単価 [税込] は、次の算式によって算定された値といたします。市場価格調整単価に上限はありません。

なお、市場価格調整単価の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価 [税込]} = (\text{平均市場価格 [税抜]} - \text{基準市場価格 [税抜]}) \times (1 + \text{消費税率})$$

基準市場価格（税抜）は1キロワット時当たりの平均市場価格が下表に定める基準市場価格を上回る場合（または下回る場合）に、平均市場価格と基準市場価格との差額を算定いたします。

基準市場価格 (1キロワット時につき)	プラス調整基準	8円 [税抜]
	マイナス調整基準	8円 [税抜]

(3) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型等計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

5. 容量拠出金調整の算定

(1) 容量拠出金調整単価

1キロワット時当たりの容量拠出金調整単価〔税込〕は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が当社へ通知する「容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）」にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。容量拠出金調整単価に上限はありません。

なお、容量拠出金調整単価の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

容量拠出金調整単価〔税込〕＝

容量拠出金額〔税抜〕／供給電力量×（1＋消費税率）－調整控除単価

容量拠出金額〔税抜〕＝適用年度の前年に広域機関から通知される容量拠出金仮請求額通知書の容量拠出金仮請求総額（円）

供給電力量＝適用年度の前年2月から1月まで1年間の当社の接続供給電力量（kWh/年）

調整控除単価＝容量拠出金調整単価から控除する単価（円/kWh）とし、次のとおりといたします。

調整控除単価（1キロワット時につき）	1円〔税込〕
--------------------	--------

(2) 容量拠出金調整額

容量拠出金調整額は、その1月の使用電力量に(1)によって算定された容量拠出金調整単価を適用して算定いたします。

6. 燃料費等調整単価

当社の燃料費等調整単価は、別表 2. 燃料費調整の算定(2)によって算定された燃料費調整単価と、別表 3. 離島ユニバーサルサービス調整の算定(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価に、別表 4. 市場価格調整の算定(2)によって算定された市場価格調整単価と、別表 5. 容量拠出金調整の算定(1)によって算定された容量拠出金調整単価を次の算式により合計して計算いたします。燃料費等調整単価の上限は8（円/kWh）といたします。

なお、次の算式の（燃料費調整単価＋離島ユニバーサルサービス調整単価）×0.5の算定値および市場価格調整単価×0.5の算定値の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

燃料費等調整単価＝（燃料費調整単価＋離島ユニバーサルサービス調整単価）×0.5
＋市場価格調整単価×0.5＋容量拠出金調整単価

7. 燃料費等調整額

当社の燃料費等調整額は、別表 6. 燃料費等調整単価によって算定された燃料費等調整単価により燃料費調整額を計算いたします。

その 1 月の使用電力量から次の算式により算定いたします。

燃料費等調整額＝使用電力量×燃料費等調整単価